

プラスE Xサービス運送約款の一部改正（プラスE Xサービス運送約款の運賃等の払いもどしの特例の変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(東京駅を着駅とするプラスE X運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第 28 条 会員が、東京駅を着駅とするプラスE X運送契約を締結している場合で、かつ、品川駅と東京駅との区間を乗車できなくなったときの払いもどしについては、品川駅を当該プラスE X運送契約の着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、当社は、東京駅を着駅とするプラスE X運送契約の運賃等と<u>実際に乗車した区間及び利用設備に係る</u>プラスE X運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば、それを会員に払いもどすものとします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(東京駅を着駅とするプラスE X運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第 28 条 会員が、東京駅を着駅とするプラスE X運送契約を締結している場合で、かつ、品川駅と東京駅との区間を乗車できなくなったときの払いもどしについては、品川駅を当該プラスE X運送契約において<u>約定した</u>着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、当社は、東京駅を着駅とするプラスE X運送契約の運賃等と <u>品川駅を着駅とする</u>プラスE X運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば、それを会員に払いもどすものとします。<u>ただし、小田原駅又は新横浜駅を発駅とするプラスE X運送契約を締結している場合の払いもどし額は、品川駅から東京駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃とします。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。